

平成 27 年度第 2 回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会  
会議録

1 日時：平成27年9月30日（水）午前10時～11時54分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター83・84会議室

3 出席者：

（1）委員

大原明保委員（部会長）、河合謹爾委員（副部会長）、善積康夫委員、加藤邦博委員、宗近功委員

（2）事務局

植草農政部長、川島農政センター所長、青木農政課長、和泉農業経営支援課担当課長

4 議題

（1）千葉市ふるさと農園指定管理予定候補者の選定について

5 議事の概要：

（1）千葉市ふるさと農園指定管理予定候補者の選定について

千葉市ふるさと農園の管理運営の基準及び提案について、事務局からの説明の後、申請団体へのヒアリングを実施のうえ審議を行い、提案書が管理運営の基準に適合している旨を決定した。

6 会議経過：

【青木農政課長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成 27 年度第 2 回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。本日進行を務めさせていただきます農政課長の青木です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、一部事前に送付させていただいておりますが、千葉市ふるさと農園指定管理者応募提案書、資料 1、千葉市ふるさと農園指定管理者予定候補者選定要項、資料 2、千葉市ふるさと農園指定管理者管理運営の基準、資料 3、千葉市ふるさと農園指定管理予定候補者選定基準、資料 4、貸借対照表等計算書類、資料 5、千葉市ふるさと農園事業対照一覧表、資料 6、形式的要件審査表、以上でございます。

不足等はありませんでしょうか。

【部会長】 不足ではなくて、事前に配られたものにふるさと農園の管理に関する基本協定書案というのがあります。これは今日どういう扱いにするんですか。

【農業経営支援課職員】 はい、済みません。基本協定書なんですが、参考に送らせ

ていただいたんですけども、本日の審議では使わない書類ですので、本番の書類では省略させていただきました。

【部会長】 はい。

【青木農政課長】 それでは、本日の会議ですが、市の情報公開条例第 25 条により、公開とさせていただきます。現在まで傍聴の申し込みはございません。

続きまして、会議の成立ですが、委員総数 5 名全員の出席をいただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第 10 条第 2 項に基づき、成立しております。

本日、鎌田経済農政局長ですが、所用のため欠席とさせていただきますので、開催に当たり植草農政部長より一言ご挨拶を申し上げます。

【植草農政部長】 おはようございます。農政部長、植草でございます。前回 8 月 19 日に続いて今日は 2 回目ということになりますけれども、あと、今日かなり朝から暑うございますので、また、長丁場になります。上着のほうは適宜お脱ぎいただくなりしていただければと思います。

今日は、ふるさと農園管理運営の基準、それに照らしまして申請者から上がってきましたこの提案書、これとの適合状況等をご審議いただくこととなります。皆様には忌憚のないご意見を頂戴するとともに、あと、慎重なるご審議をお願いしたいと思います。

本日よろしくお願いいたします。

【青木農政課長】 続きまして、本日の流れについてご説明をいたします。

本日の議題は、ふるさと農園の指定管理予定候補者の選定です。まず、施設所管課より、非公募とした経緯とこれまでの選定との変更点、審査方法について説明をさせていただきます。続いて、申請者である千葉みらい農業協同組合から提案書について説明をさせていただきます。その後、質疑応答を行い、申請者から提出された提案書が選定要項や管理運営の基準などにおいて要求している水準を満たしているかの観点で、選定基準に基づき審査をしていただきます。

以上でございます。

それでは、これからは大原部会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、議事に沿って進めたいと思います。

本日の議題 1、1 つしかございませんけれども、千葉市ふるさと農園指定管理予定候補者の選定について、事務局から説明をお願いいたします。

【川島農政センター所長】 おはようございます。千葉市農政センターの川島でございます。8 月には 5 件の案件につきましてご審議をいただきまして、ありがとうございました。本日は千葉市ふるさと農園につきましてご審議のほうをお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、非公募とした経緯でございますが、本市におきましては平成 26 年 7 月に千葉市公共施設見直し方針を策定いたしまして、本市が実施しようとしている事業において施設が必要であるか、施設を保有しないで事業を実施する方法はないか、国や県との連携や民間の導入などを視野に入れながら公の施設のあり方について検討しているところで

ございます。ふるさと農園につきましても、差し当たり検討期間を2年間とし、検討を進めてまいります。検討に要する期間は施設の安定した管理体制を維持するため、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第2条第3号に基づき、指定管理者を非公募とし、現指定管理者を指定管理予定候補としてご審議をいただきたいと考えております。

次に、これまでの選定との変更点でございますが、平成27年度は多くの公の施設で指定管理者の指定期間が満了となることから、全庁的に本市の指定管理制度運用に関する基本的な考え方が整理されましたので、従来の選定との変更点をお知らせいたします。

まず、お手元の資料1、千葉市ふるさと農園指定管理予定候補者選定要項をご覧ください。資料1でございます。これまで非公募の場合は作成していなかった選定要項を作成いたしました。この選定要項はふるさと農園の指定管理予定候補者の選定に関して必要な事項を定めたものでございます。

恐れ入りますが、3ページをごらんいただきたいと思います。3ページの下段の4、管理対象施設の概要、(1)設置目的等をごらんください。施設設置者である市としての考えを施設ごとに明確にするため、条例上の設置目的、ビジョン、ミッションを示しました。ビジョンは、「市民が土や自然に親しみ、農産物の生産や加工の実習などを通し、農業に対する理解を深めるため必要な事業の拡充」とさせていただいて、ミッションは、「農業に接する機会の少ない市民が農業について学ぶことができ、日本の農村原風景を再現した、いこいの場にふれることにより、農林業に親しみを持つことができる」といたしました。

次に、恐れ入ります、5ページをお願いいたします。5ページ下段の(4)指定管理者制度導入に関する市の考えをご覧ください。本施設の管理運営において市が設定する成果指標と数値目標を示しました。成果指標は利用者数とし、数値目標は年間8万7,000人以上といたしました。これは現指定管理期間4年間の平均値に基づき設定したものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。13ページ中段、指定管理料の基準額についてをごらんください。指定管理期間全体の指定管理料の基準額を2年間で8,867万4,000円といたしました。これは消費税及び地方消費税を含んだ額でございます。積算の考え方ですが、平成25年度、26年度の決算額を考慮して積算をいたしました。

次に、14ページをお願いいたします。14ページ中段(5)利益の還元(剰余金の取扱い)について、イ、還元額をご覧ください。指定管理者は、一事業年度において、剰余金、この剰余金は総収入額が総支出額を超える場合における、その超える部分の金額で自主事業に係るものを含んだものでございまして、この剰余金が生じ、原則として剰余金が当該年度の総収入額の10%に当たる額を超える場合には、剰余金と当該年度の総収入額の10%に当たる額の差額の2分の1の額を市に還元するものといたします。ただし、自主事業に係る収支が赤字となった場合は、自主事業を除く指定管理業務の収支により利益の還元額を計算いたします。なお、決算により損失が生じた場合、「市がこれを補填することはございません。」と、趣旨と計算方法を明示したものでございます。

また、これまで非公募の場合は求めていなかった提案書を申請者に提出していただく

こととなりました。委員の皆様には申請者から提出された提案書が管理運営の基準等において要求している水準を満たしているかの観点で審査をお願いするものでございます。

次に、資料2、千葉市ふるさと農園指定管理者管理運営の基準、資料2でございます。こちらでございますが、現指定管理期間の管理運営の基準に準じて作成をいたしました。

この中で主な変更点といたしましては、正月飾りやひな人形などの季節行事に関する展示については、ミッションで示す日本の農村原風景を再現するためのものであり、ふるさと農園の運営に不可欠なものであることから、指定管理委託業務として位置づけ、展示の年間計画を策定し、本市の了承を得て行うものとしたしまして、管理運営の基準の11ページ、4、その他の業務、(3) 季節行事に関する展示と整理をさせていただいたところでございます。

主な変更点については以上でございます。

次に、審査についてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、資料3の千葉市ふるさと農園指定管理予定候補者選定基準の2ページ、(4) 審査等の流れ、こちらの3段目をご覧ください。形式的要件審査（第1次審査）でございますが、申請者から提出された書類により、募集要項に示す資格要件に関することを事務局にて確認することになっております。

結果につきましては、資料の6、形式的要件審査表、こちらをご覧ください。全項目につきまして申請者が資格全てを満たし、かつ失格要件のいずれにも該当しないことを確認させていただきました。

選定基準の2ページ、(4) 審査等の流れにお戻り下さい。こちらの4段目をご覧ください。提案内容審査（第2次審査）でございますが、本委員会において申請者から提出された提案書等が選定要項や管理運営の基準において要求している水準を満たしているかの観点で選定基準に基づき審査をお願いするものでございます。

審査の方法ですが、選定基準4ページ、3、提案内容審査、(1) 審査の方法をご覧ください。審査していただく項目は、ア、審査項目のとおりでございます。これは提案書の項目と同様になってございます。

5ページをご覧ください。イ、各項目の審査方法、(ア) 原則のとおり、申請者からの多様な提案に対応するため、一部の審査項目を除き、記載の基準による評価で審査をお願いいたします。

なお、DとEの※印につきましては、過半数の委員がD、または1人以上の委員がEの評価をされた場合、選定評価委員会において協議をしていただきまして、当該申請者を失格とすることが相当であるか否かを判断していただくことになってございます。

次に、(イ) 上記原則によらない審査項目ですが、次に掲げる審査項目については、上記(ア)によらず、それぞれ次ページ(2)に示す方法により審査を行っていただきます。審査項目として、2(2) 団体の経営及び財務状況、4(7) 成果指標の数値目標達成の考え方、5(1) 収入支出見積りの妥当性（収入見込）の3項目でございます。

なお、2(2) 団体の経営及び財務状況の審査に当たっては、資料4の貸借対照表等計算書類、恐れ入りますが、こちらをご参照の上、お願いをいたします。

次に、6ページをご覧ください。(2) 審査基準です。次の表に示す審査の視点により、

提案書に記述された内容を審査していただきます。

なお、表中で網かけのある審査項目は、5 ページで説明させていただいた(1)イ(ア)に示す原則的な採点方法によらない項目でございます。中段の網かけ部分、(2)団体の経営及び財務状況欄に記載されている表のように、項目ごとに審査の基準を定めております。

資料5、千葉市ふるさと農園事業対照一覧表、A3の縦のものでございますけれども、こちらをご覧ください。

この事業対照一覧表は、審査項目ごとに審査の視点、管理運営の基準等の記載内容を横並びに整理したものでございます。一番右の欄に評価をしていただくようになってございます。それぞれの審査項目を審査いただき、審査が終了した後、少し時間を頂戴しまして事務局において評価を一覧表に整理いたします。選定評価委員会においてその後総合的にご判断をいただき、指定管理予定候補者を選定していただくことになってまいります。

審査については以上でございます。

以上で説明を終了させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【部会長】** はい。今の説明について何か質問ございますか。

私から1点。資料4の中の貸借対照表、12期、13期というのと、それと、24年度、25年度、26年度ですか、というのと2種類あると思うんですけども、最初のほうは千葉みらいとわかるんですが、24年度、25年度、26年度というのは、これはどこのものなんですか。

**【川島農政センター所長】** (一社)千葉市園芸協会の貸借対照表等の資料でございます。申しわけございません。

**【部会長】** もう1つ質問は、非公募の場合のこの当該選定評価委員会の位置づけとございますか、審査で選定するというのだけでも、今回非公募であってもこの選定要項を用意し、応募者からの提案書も用意させたというところで審査してくださいということなんでしょうけども、これは可能性として水準を満たさないかどうかということで、否という結論もありということなんですか。

**【川島農政センター所長】** 先ほどもご説明させていただきました部分で、Dという評価、あるいはEという評価が当然想定されますので、これによってこちらの委員会としての最終的な否という部分のご結論というのも……。

**【部会長】** 可能性としてはあると。

**【川島農政センター所長】** はい。

**【部会長】** そのときいわゆる否の場合、失格の場合、これは予定候補者の選定というのはその先どうなるんですか。

**【川島農政センター所長】** その部分につきましては、今後その具体的な選定方法だとかという部分をこちらで検討させていただくことになります。

**【部会長】** つまり、手直しではなくて、別人が候補者になるということなのですか。

**【川島農政センター所長】** そのところは今後の、済みません、こちら側の検討の中で整理をさせていただくことになるかと思います。

ただ、常識的には今の提案内容のままでこちらの事業者さんを選定するということは、結論としていただいたものを、当然考え合わせた対応をこちらでさせていただくことになろうかと思います。

【部会長】 もう一度。

【川島農政センター所長】 今回の……。

【部会長】 否というここの結論がもし出た場合のその後の候補者の選定というのはどういう手続になるのか。

【川島農政センター所長】 基本的には否ということの市としての判断は、最終的な結論を得なければならぬと思うんですけども、それによって再募集をするか、あるいは別の方法をとるかをこちらで検討させていただくことになるかと思います。

【部会長】 否という道もあるんだけど、否となった場合のその後はまだ白紙であると、そういうことですか。

【川島農政センター所長】 はい、そうです。

【部会長】 はい、わかりました。

ほかに質問ございますか。

では、質問はないようですので、次に千葉みらい農業協同組合から提案書について説明をお願いしたいと思います。事務局は千葉みらい農業協同組合と構成員の一般社団法人千葉市園芸協会の方を入室させてください。

(千葉みらい農業協同組合、(一社) 千葉市園芸協会入室)

【部会長】 どうぞご着席ください。

【千葉みらい農業協同組合】 本日はよろしく申し上げます。千葉みらい農協の生活部の小林と申します。

ふるさと農園園長のオガワでございます。

【千葉みらい農業協同組合】 小川です。よろしくお願いいたします。

【千葉みらい農業協同組合】 千葉市園芸協会専務理事を兼ねます栗原事務局長です。

【(一社) 千葉市園芸協会】 栗原です。よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、15 分程度で提案書について説明をお願いいたします。

【千葉みらい農業協同組合】 それでは、私から提案書の説明をさせていただきますけれども、冒頭で申しわけございませんけども、ページの 38 ページでございます。パンチミスがございまして、収入合計の金額でございますけども、4,525 万と、こういう数字になっておりますけども、申しわけございません、4,528 万円と、合計金額が私どものあれで間違っております、その前の総括表 36 ページについては確認は、直してございますけども、その A の金額だけ、申しわけございませんけども、ご訂正のほうよろしくお願いいたします。

それでは、まず、1 ページ目でございますけども、私たち園芸協会と千葉みらいにつきましては、過去 10 年にわたり施設の指定管理の受託をし、本施設の設置の目的であります、市民に対して大都市近郊で営まれる千葉市の農業について理解を深めてもらうことに注力してまいりました。その結果、本施設を訪れる市民も多くなり、目的達成に大きな成果を上げてきたと考えておるところでございます。また、今後の 2 年間につきま

しても、こういうことを教訓に今までの実績を入れた中で管理運営に携わっていききたいなど、こういうふうに考えているところでございます。

まず、管理運営の基本的な考え方でございますけれども、施設の設置目的を達成するために、施設利用者にこれまで以上の満足感を与えることにより市民の皆さんが積極的に利用できるよう、あわせて開所以来 25 年を経過した老朽化した施設でございます。利用者が安全安心で利用できるような管理運営を心がけていきたいと、このように考えているところでございます。また、公の施設の管理運営に関しましては、民間運営の特徴を最大限に生かした中で、市民のニーズを反映した施設運営、そして、柔軟性のある施設運営、事務費等の管理経費の節減、こういったものに努めていきたいというところでございます。

使用許可、また、使用制限等のことでございますけれども、これにつきましては、設置者である千葉市の方針をよく理解し、また、基本理念を遵守した中で指定管理者として公正・公平を基本として施設の管理運営に当たってまいりたいということでございます。

続きまして、6 ページ目、管理運営の執行体制でございます。これにつきましては、私ども J A 千葉みらいとして一般社団法人千葉市園芸協会、共同しお互いに責任を持って協力し合いながら運営していくと、こういうことでやる所存でございます。

続きまして、10 ページ目でございます。従業員の管理能力の向上策ということで、施設運営の担当する職員、これが利用者からの信頼を受けることが一番の公の施設を受託する中で必要なことだと、このように考えているところでございます。そのため、担当職員の業務水準を向上していくために、具体的には、農協において J A 職員を対象に実施している内部研修なり外部研修、こういったところに定期的に担当の係員を参加させ、接客のマナー、そして、事務処理、知識及び技術の向上を図っていききたいと。それを農園内に持ち帰った中で、内部研修を全職員に行った中で接客マナーなり事務処理、知識、そういったものを向上させて市民の皆様方に関わっていききたいと、そのように考えているところでございます。

続きまして、11 ページ目の施設の保守管理の考え方でございます。点検につきましては、毎朝の目視、職員によりますけれども、定期点検を基本といたします。そして、異常があったところについては写真等の撮影を行って迅速に市にご報告をさせていただくというところでございます。

そして、修繕の考え方でございます。修繕の必要があると判断した場合につきましては、また、危険と思われる箇所を発見した場合につきましては、直ちに応急措置をとり、そして、千葉市に報告をし、協議を行い、市の指示に従ってまいりたいと。また、小さな修繕で可能と思われるようなところにつきましては、職員の手によるところで修繕等図っていききたいというところでございます。

また、ふるさと農園で 1 つの大きな市民からのアピールポイントであります、民家等の茅葺屋根でございます。これにつきましては、非常に傷みが激しく、雨漏りが今現状しているところでございます。これについては修繕に多額の経費がかかるということの中で、利用者への安全策、こういったものを、安全と利用確保、これを十分注意しながら行ってまいりたいというところでございます。

また、その他の施設、駐車場なり駐輪場、そして、また園路でございます。そういうところにつきましては同様にやっていきたいと。ただ、今年度から農園内の園路につきましては、農業体験教室の参加者の方々、こういう方々をボランティアでお願いした中で園路の草取りなどを今年からお願いして、一緒に管理をしていただいていると、こういうところでございます。

そして、植栽の維持管理、これにつきましては、農園の樹木、草花、こういったところについては非常に来園者を楽しませているところでございます。ですので、植えつけなり剪定、こういったものについては十分注意して管理作業をしていきたいというところでございます。

そして、12 ページ目の設備の管理の方法でございます。先ほど申しましたけども、目視の日常点検を基本とさせていただきます。そして、業者によるところの定期点検、異常のある場合については速やかに修理、修繕を行ってまいりたいと、こういうことで考えております。

続きまして、施設の清掃なりそういったものにつきましては、日常清掃、そして、定期清掃と。日常清掃については、毎日来場者が使用するところについては掃除をさせていただくというところでございます。そして、定期清掃については、日常清掃で対応できないようなところ、ここを行ってまいりたいというところでございます。原則として休館日にやらせていただくというところでございます。そして、施設の外でございますけども、施設の外の清掃、また、不正投棄物の撤去、これにつきましては職員が巡回しながら行ってまいりたいというように考えているところでございます。

14 ページ目の関係法令、これにつきましては、まず、個人情報でございます。これにつきましては、情報の収集、管理、そして、施設の利用者及び来場者によりよいサービスを提供するためのものであり、収集の目的を明確に定めて、そして、目的の達成において必要限度内で行っていききたいと。また、管理については、本施設内のみでの利用とさせていただくというところでございます。もちろんですけども、本人の同意なしに第三者には開示いたしません。そして、まず、農協の中でございますけども、コンプライアンスマニュアルなり、また、コンプライアンス委員会を設置して、職員研修も同時にやっております。ですので、当農園につきましても同様な管理をさせていただければというように考えておりますし、また、マイナンバー制度が取り入れられるというお話でございますけども、その辺の対応につきましても個人情報の取り扱いに準じながら十分留意をしていききたいと、このように考えているところでございます。

15 ページ目の情報提供の考え方でございますけども、イベントや講座の開催情報が広く市民に行き渡るように市政だよりや農園のホームページ、こういったものを活用して情報発信していききたいというふうに考えております。また、農協の各支店、そして、大きな直売所がございます。農産物の「しよいか〜ご」、これを活用した中でいろいろとポスターの掲示などの掲示も行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

情報の内容としては、各種の教室の内容、そして、講習会の案内、イベント等の案内と、また、樹木、草花の開花の情報、こういったところを流していきたいなというふうに考えております。

公開の取り扱いについては、情報公開条例なり、そして、ふるさと農園の指定管理者情報公開規程の準則、こういったものを遵守しながら行ってまいりたいというところでございます。

16 ページ目のリスク管理でございます。

失礼しました。その前の施設の管理に当たった中で行政手続の明確化、透明化の取り扱い、これでございますけども、施設管理の明確化を図るために、条例、規則及び法令、これにのっとった中で、利用基準、利用料金、減免基準などを決定して明確化にしていきたいというふうに考えているところです。

あと、リスク管理の中では、防犯対策なり A E D の設置なりと、こういうことでやってまいりたいというふうに考えているところでございます。

あと、施設の利用促進では、千葉市の農業について市民に、失礼しました、20 ページ目でございますけども、千葉市の農業の姿を広く市民に紹介し、農業について理解を深めていただくためのことだと考えているところでございます。そのために体験教室を有効に活用していきたいというように考えております。具体的には、ホームページなり市政日より、そういったものと市内の小学校、社会科での校外学習の場として現在受け入れをしております。昨年も 24 校、2,200 名余りの子どもさんたちに来ていただいておりますので、そういうことを考えて来年以降も行っていきたいというように考えております。

あと、21 ページ目の意見、モニタリングの考え方でございますけども、入園者からの情報の収集、そして、教室参加者からの収集と 2 つの情報収集の方法を考え、これを職員間、そして、教室の運営の中に生かしていきたいと、このように考えております。職員の中ではこれを共有して来園者等の対応に当たっていききたいというところでございます。

あと、26 ページまでの成果目標、これについては、今申し上げたところなんかを行っていく中で 8 万 7,000 人という数字を達成させていきたいと、このように考えているところでございます。

そして、27 ページ目からは自主事業でございます。自主事業については、常設農産物直売コーナーの維持、また、継続でございます。そして、農村文化の継承のイベントということで市民の参加を通じて一緒に農村文化の理解増進を図っていききたいということで、春祭り、収穫祭、十五夜、そして、これらのことを行っていく中で、地元の高校、地域の介護施設、文化サークルなど一緒にこういうイベントを開催していきたいということでございます。

28 ページ目の実施の体制ですけども、もちろんこれは通常業務の支障のないように行ってまいりたいと、そして、ボランティアなりシルバー人材センターの協力を得ながら実施をしていきたいというところでございます。

雑ばくな説明でございますけども、以上が平成 28 年度から 29 年度にかけてふるさと農園を新たに運営させていただいていく中で考えている所存でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

**【部会長】** それでは、提案者に対する質問、意見等お願いいたします。

私から 1 点。最初に訂正のあった収支決算書です。収支内訳、収支の予算書、もう一

度確認したいんですけども、37 ページが、ここは訂正はないんですか。

【千葉みらい農業協同組合】 28 年度はこのままでございます。ただ、私どもの入力ミスで 29 年度おのこの 1 番、2 番の細かい項目については修正を加えたものなんですけども、合計金額をそのまま 28 年度のものを錯誤で入力してしまいまして、それで、この金額ということになってしまいました。申しわけございません。

【部会長】 つまり、訂正するのは 29 年度の 1 行目を 45,280 に訂正すると、それだけですね。

【千葉みらい農業協同組合】 そうです。

【部会長】 では、引き続き私から質問させてもらいますけども、この収支予算書の 38 ページ、支出項目の管理費という中の修繕費というのを 80 万円計上されていますね。これは 29 年度になるわけですか。28 年度もあるわけですね。28 年度は 37 ページ、同じく管理費中の修繕費 100 万円。この修繕費の具体的な内容はどんなことで 100 万、あるいは 80 万の予算を計上なさったんですか。

【千葉みらい農業協同組合】 まずは 28 年度につきましては、切れたところの蛍光灯だとか、そういったものや何かございます。それを 1 年ではできませんけども、LED 化を少しずつ図ってまいりたいというように考えているところを、新たなところではまず 1 点でございます。

そのほかにつきましては、通常の業務の中でやはり壊れているところが結構ございます。職員の手によるところで直せるものについては昨年も、本年度につきましてもいろいろと手を加えているところでございますけども、どうしても外部にお願いしなくちゃいけないところについては突発的にあるものですので、そういうものをある程度見積もったという言い方はおかしいんですが、予測をした中で入れさせていただいているところが実情でございます。

【部会長】 2 年間にわたって 100 万、80 万、数字の違いは、これはどういうことからあるんですか。

【千葉みらい農業協同組合】 ですので、初年度目、28 年度のほうにある程度の LED 化を少しずつ見てまいりたいというところでございますし、翌年につきましても多少できればまた直していきたいということでございますけども、主として 28 年度に LED 化の重点を置いて持っていったというところでございます。

【部会長】 というと、予測される修繕は一応予算化してあるということによろしいんですか。

【千葉みらい農業協同組合】 はい。

【部会長】 では、同じく提案書の 11 ページに戻って聞きたいんですけども、建物について、その他の施設について、それぞれ修繕の考え方というので、修繕の必要があると判断した場合、千葉市に報告及び協議を行い、市の指示に従い修繕を行う。その他の施設の補修等が必要とされた場合、市に報告し、市の指示のもと補修を行うと。予算化されている、つまり事業計画の中に繰り込まれている修繕は別にそのとおり執行なさってよろしいと思うんですけども、ここに市に報告、協議を行いというのは、これは計画に盛り込まれていない、予算化されていない修繕という理解でよろしいんですか。

【千葉みらい農業協同組合】 特別修繕ということで、委員の先生方ご存じだと思いますけども、10 万円以上のものについては市との協議の中で、市の予算の中でやっていただけると、こういうことがございますので、それにつきましてはやはり市との協議が必要ですので、そういうことをここではうたわせていただいているところでございます。

【部会長】 その点ちょっと確認したいんですけども、事業計画に盛られている修繕とその事業計画になかった修繕、計画にない修繕を言葉として個別修繕という呼び方をするようなんですけども、そういう言葉はご存じないですか。個別修繕の中で 10 万円以下のものなのか、10 万円を超えるものなのかによつての扱いは違うという流れになっているようなんですけども。

【千葉みらい農業協同組合】 個別修繕ということが 10 万円以上のものだということで私も認識しているところでございますけども、この中ではその文言を、申しわけございませんけども、使わずにそのまま修繕と一くくりの中で述べてしまいました。

【部会長】 ですから、予算化されている修繕費 100 万、次年度 70 万ですか、80 万ですか、これは予測されるものは予算化されている、計画の中に入っているということによろしいんですね。

【千葉みらい農業協同組合】 はい。

【部会長】 そのほかにも予測されない修繕も発生するだろうという捉え方でよろしいんですか。

【千葉みらい農業協同組合】 はい。それについては市との協議ということでの、はい。

【部会長】 はい。先ほど茅葺屋根に多額の修理費がかかるというか、見込まれるんだという部分、これはまだ見込まれていないほうになるんですか、それとも予算化されている修繕費の中に入るんですか。

【千葉みらい農業協同組合】 一応一切まだ予算も何もこれはされておりません。その中で私どもが今お預かりしている施設でございますので、それについての市民の方々の安心安全、そういうことを言わせていただく中で、この中でその建物の管理の考え方を述べさせていただいたところでございます。

【部会長】 多額の費用がかかる修繕というのは今必要、予測されるのか、それとも予測されないんですか、茅葺屋根のその修繕というのは。

【千葉みらい農業協同組合】 予測は金額では大まかなところでは伺ってはおります。

【部会長】 それを実行なさるんですか、なさらないんですか。予算とってあるんですから。

【千葉みらい農業協同組合】 これは市でもとれないということでございますので、何千万というお話のようでございますので、これはちょっと現状の中では無理かと思えますし。

【部会長】 というと、少なくとも 2 年間の間には茅葺屋根の修繕が協議対象になることはないということ。

【千葉みらい農業協同組合】 ただ、一部屋根の非常に危険の度合い、落ちてくるものがあるかと思います。茅が落ちてくる。そういうところの簡易的な修繕ということ

は、これはその発生した状況の中で緊急ということで、来園者に対して危害、そういったものがあるという中で、市に管理を預かっている立場として要望はその緊急事態が発生した場合にはさせていただこうかと、こういうふうに考えてはおります。

【部会長】 その緊急事態に備えての小規模修繕、それは予算化されていない？

【千葉みらい農業協同組合】 現在は、はい。

そして、市で現在緊急、そういったものの中で予算できるのかどうなのか、対応のほうは、これは検討していただいているというお話がありました。

【部会長】 うん？ もう一度。

【川島農政センター所長】 先生、いわゆる茅葺屋根の修繕という部分につきましては、この指定管理の委託の中ではなくて、市で修繕をいかようにしたらいいかというので検討し、それから、予算化を進めているところでございます。ですので、その茅葺屋根本体の修繕というのはこの指定管理の委託の中には含めてございません。

【部会長】 茅葺屋根というのは長屋門のことですか。

【川島農政センター所長】 長屋門と、それから、民家がもう1カ所ございます。

ただ、茅が風などで取れてしまって飛散することがございますので、例えば、垂れてきてしまっているものを簡易的に押さえていただくとか、取っていただくとか、あるいは、これは修繕ではございませんけども、周りに立ち入り禁止の措置をとっていただくなど、そういう方法の中で安全対策もしていただいているというところでございます。

【部会長】 つまり、長屋門等の修理に多額が見込まれるものについては、指定管理者の事業とは別に市が独自の予算を組んで修繕する予定であるということですね。

【川島農政センター所長】 はい。

【部会長】 はい。

【委員】 よろしいですか。では、ちょっと管理運営の基本的な考えというのが1ページにあることをご説明いただきたいんですけど、より柔軟性のある施設運営という、その中身はどの辺のことを言われているのかというのがちょっと……。

【千葉みらい農業協同組合】 具体的には、私どもの施設について25年経過していると、こういう中で、乳幼児のおむつの交換の場だとか、そして、また、乳児に対する授乳の場だとか、そういうところがございません。ですので、小さいお子さん、どこかそういうところがありませんかというときには、現在和室がありますので、杓子定規にものをやるのではなく、空いている施設の中でそういうプライバシーを遮断できるようなところを使ってそういうものに対応していただくと。ですので、市民の目線に立った形で運用をしていきたいと、こういうことでございます。

【委員】 そのほかに何かありますか。具体的な柔軟性という意味合いが。

【(一社)千葉市園芸協会】 園芸協会の栗原と申しますが、ソフト面でいいますと、例えば、各種教室、さまざまな教室をやっておりますけど、これについてさっきモニタリングの話が少し説明がございましたけど、そういった中でご意見等踏まえて、あるいは、利用者についての募集をかけるんですが、応募の状況を見ながら柔軟に翌年度、早ければ今年度の年度内に対応できればすぐ年度内でも対応することもあるんですが、翌年度の教室についてこういった教室を新たに設けようとか、これはちょっと応募が少な

いので、あるいは、利用者のご意見等聞くと中身を少し変えたほうがいいかなとか、そういう意見を取り入れて翌年度の事業運営の中でそれを生かしていくという、そういう柔軟性というものもあわせもって、施設のほかに、管理運営のほかにソフトの面での運営の柔軟性というものを行っているところでございます、はい。それもあわせて28、29年度についても実施していきたいというふうに考えています。

【委員】 利用者の希望をどんどん取り入れるということ？

【(一社) 千葉市園芸協会】 はい。必ずいつも教室の受講者については必ず終了後にアンケートをいただいております。ですから、そのアンケートの結果を、大体おおむねすごくよかったとかいうのもあるんですが、中にはこういった面をもうちょっとわかりやすくしてくれとか、一方では難し過ぎるとかいうご意見もありますので、その辺の教え方とか、そういうのにも反映させていってきたいというふうに思っています。

【委員】 砥石の使い方とかいうのは、刃の砥石の使い方などは出ていましたよね。あれはもうやられたんでしたっけ。

【(一社) 千葉市園芸協会】 はい、やっております。

【委員】 人気あるでしょう。

【(一社) 千葉市園芸協会】 はい、結構人気がございますね。

あと、ほかにも木工教室などもあるんですが、木工教室はだんだん少し固定化しつつあるかなという感じもしますので、参加される方がですね、その辺も少し見直しはしたいなというふうには考えておりますが、刃の研ぎ方とか、それは結構身近にあれするものですから……。

【委員】 必要ですからね。

【(一社) 千葉市園芸協会】 非常に人気のある講座でございます。

【委員】 もう1点。農産物の直売というのが近辺の競合の場所もあるようで、大々的にやっているわけではないですよ。だから、その辺の難しさがあると思うんですよ。例えば、千葉みらいさんみたいに大々的にやれば売り上げはどんどん伸びるでしょうけども、そういうわけにいかないという施設の見解等もあって、どんな施策を考えていらっしゃるんですか、この2年間。

【千葉みらい農業協同組合】 今先生おっしゃられましたように、私どもについては「しょいか〜ご」ということで、習志野店、そしてまた、小倉店ということで、2店運営しているところでございます。同じ組織の中で直売施設、非常にもどかしいところもあるわけでございますけども、私どものところにつきましては、約1坪、3.3平米ぐらいのほんの、カウンターといたしまして、1つ、2つでございます。ですから、売り場面積そのものを非常に狭いという中で、非常に生産者の方々もここに置くよりも「しょいか〜ご」に持っていったほうが売れるんじゃないかと、こういうこともあるわけでございますけれども、やはり今現在加工品、これは固定客が、みそ梅干しということが来ておりまして、生産者の方々それを持ってきていただきました。あと、トマト、そういう時期のものしか非常に今現在売れないということになってしまいまして、どう改善したらいいのかという中では非常に悩ましいところです。ただ、その直売の施設の中で、温室で一昨年从小松菜をつくったもの、これを市民の皆さんに食べてみていただいて

おります。それは非常に好評でございますので、そういう形を少しずつ伸ばしていければなと。新たな生産者からの直売というものについては非常に厳しいのが現状でございますので、そういう今あるいいものを逆に伸ばしていきたいなと、こういうふうに考えております。

【部会長】 私からもう1点質問させてください。指定管理者として代表者、農協さん、構成員、園芸協会という2つの法人が並べられているんですけども、その関係を確認したいんですが、例えば、37ページの収支予算書、28年度のもんですけども、支出項目の委託費というのが幾つかありますけども、この委託費、支出先、委託先というのが園芸協会だということなんですか。

【(一社)千葉市園芸協会】 園芸協会でもどもで実際メインでやらせていただいているのは、この管理費の中の花壇と植栽の部分ですね。これについては私のほうで、両社の中で役割分担を設けていまして、花壇管理と植栽管理、これについては園芸協会が担うと。それと、先ほどちょっとお話がありました、管理費の中の教室運営のほう、こちらでも園芸協会が役割分担として担っております。この花壇と植栽については事業者に再委託という形をお願いしています。

【部会長】 というと、委託費のうちの花壇・植栽が園芸協会に支払われるものではなくて、さらに他の業者へ。

【(一社)千葉市園芸協会】 委託業者へ、はい。他の保安警備も含めて、清掃もそうなんですけど、再委託という形で直接職員の手でなかなか清掃が行き届かない部分については委託という形をお願いしています。あるいは、設備機器の管理等ですね。

【部会長】 というと、では、こういうふうに聞きましょうか。支出項目の最初に人件費というのがありますけども、この園長、嘱託、パートという言い方で、これは所属するのは農協さんなんですか、それとも園芸協会さんなんですか。

【(一社)千葉市園芸協会】 双方が雇った職員という形です。

【部会長】 双方が雇う。

【(一社)千葉市園芸協会】 はい。この委託の中で雇う職員です。

【部会長】 会計主体は代表者の千葉みらい農協さんでよろしいわけですね。

【千葉みらい農業協同組合】 はい。

【部会長】 構成員というのはどういう位置づけなんですか。

【千葉みらい農業協同組合】 一応両方が共同受託という形になりますものですから。

【部会長】 共同受託なんですか、これは。

【千葉みらい農業協同組合】 はい、形上は。そして、この運営をしている中ではふるさと農園管理運営委員会なるものを構成してございます。それにつきましては、私ども千葉みらいの役員、そして、園芸協会の役員、これが構成員となった中で主たるもの、運営の方針なり、そういったものや何かについては決定させていただいているところでございます。

【委員】 それに関連して。ここに関係する収入と支出に関しては、こちらに全部、千葉みらいのほうに載るという理解でいいんですか。

【千葉みらい農業協同組合】 その中には……。

【委員】 載らないですよね？

【千葉みらい農業協同組合】 載らないです。ただ、一部最終的な決算をふるさと農園で行った中で残余金があるときについては、その中には載ってまいります。通常の会計上の中では載せることはございません。一種の特別会計扱いをした中で管理をさせていただいております。

【委員】 当然こっちの園芸協会にも載らない。園芸協会に対しては支払おうという方が何らかの費用を支払うという……。

【(一社) 千葉市園芸協会】 一旦いただいて、私どもで、はい。

【委員】 計上されるわけですね。

【(一社) 千葉市園芸協会】 はい。

【部会長】 つまり、あくまでも、くどいようですが、委託先という位置づけではないわけですね、構成員というのは。で、言葉をもっとわかりやすく言えば、共同受託であると、そういうことですか。

【(一社) 千葉市園芸協会】 はい。

【部会長】 ほかに質問がない、はい、どうぞ。

【委員】 よろしいですか。26ページの提案書様式第17号ですけれども、数値目標の達成のための具体的な方策ということが3つ挙げられています。例えば、1番目の教室における生徒数の増加だとか、2番目のスケジュールを効果的に伝えるという点ですが、効果的な伝え方の具体的な内容とか、生徒数を増加させるための具体的な方策であるとか、その辺をご説明いただければと思います。それから、3番目にJA千葉みらい関係施設でのPRとなっていますけれども、これは関係施設以外では特にPRはなさらないという、そういう捉え方でいいんですか。そのあたりを確認したいと思います。よろしくをお願いします。

【(一社) 千葉市園芸協会】 教室のまず魅力ある教室の増加によって数値目標を達成するということなのですが、一応計画的には教室毎年計画を立てて、来年度こういう事業をやってこれぐらいの募集を行って利用者を、参加者を、受講者を集めようという計画を立てているんですが、先ほどちょっと当初、ご説明いたしましたように、より魅力ある多くの人が参加していただけるような教室を毎年考えておりまして、その中でこういう利用者の増を図っていきたいという事業で考えてございます。

それともう1つ、先ほど千葉みらいさん以外の施設でのPRの仕方についてですが、15ページの、こちらには書かせていただいたんですが、いろんな情報提供していく中で市内に、例えば、このふるさと農園は土だとか、農業だとか、農だとか、食だとかいうテーマした千葉市の農業の姿を皆さんに知っていただくという形でやっておりますけど、ちょっと類似した施設で、例えば、美浜区に三陽フラワーミュージアム、いわゆる花の美術館という施設がありますし、中央区に都市緑化植物園というのがあります。それから、若葉区に私どもの園芸協会の事務局本部がございますので、そういったところがより連携することに、市の施設が連携することによってよりPR効果を高めることができるんじゃないかと。同じような類似施設で、都市緑化植物園なんかでも講習会をやっておりますし、そういったお互いがやっているイベント、あるいは、講座等双方に連携し

て情報発信することでよりそれぞれの施設の魅力が高まり、それから、利用者も増えていくんじゃないかなというふうに考えて、その辺も、今すぐページが出てこないんですが、あっ、ごめんなさい、23 ページですね、23 ページの施設の事業の効果的な実施の中で具体的取り組み方針というところで、5 番目に記載をさせていただいています。ちょうど三陽フラワーミュージアムだとか、都市緑化植物園、農政センター、園芸協会、それから、ふるさと農園が千葉市内にうまく点在しているので、より情報発信が効果的な位置づけ、位置にあるかなというふうに考えております。

【委員】 はい、わかりました。

【部会長】 ほかに質問、意見等ございますか。

それでは、ありがとうございました。これを持ちまして説明を終わらせていただきます。千葉みらい農業協同組合、園芸協会の方はご退室ください。

【千葉みらい農業協同組合】 ありがとうございました。

【(一社) 千葉市園芸協会】 ありがとうございました。

(千葉みらい農業協同組合、(一社) 千葉市園芸協会退室)

【部会長】 スケジュールとしてはこの後審査に入るんですけども、その審査に入る前にとりあえず候補者からの説明をお聞きした上での意見交換ということになるんですけども、何かございますか。どうぞ。

【委員】 例えば、提案書様式の第 5 号のところ、9 ページなんですけれども。

【部会長】 提案書 9 ページ。

【委員】 現状の体制を維持し、管理に努めますということで、本来は現状の内容について、具体的に記述してくださいということなんですけれども、このような表現ですと、どう判断をして採点したらいいのでしょうか。

【部会長】 いいように解釈すれば、当然この委員会は過去の評価をしているわけだから、やっている内容はわかるだろうということなんだと思うんですけども。

【委員】 学生なら 0 点ですね。

【委員】 これまで見てきた提案書の中では比較的あっさりしているので、評価をつけるときに……。

【委員】 ちょっといいですか。

【部会長】 はい。

【委員】 これは提案書というのは評価後であっても微修正というのはきくんですか。

【川島農政センター所長】 一応再提出というのはできませんということにはなっています。

【委員】 できません？

【川島農政センター所長】 はい。ただし、今後は当然のことながら、これは提案でございまして、提案に基づいて 28 年 4 月 1 日以降の内容については協議をさせていただいて詰めていくということになってまいります。

それから、ここの部分につきましては、実はこの指定管理者が 28 年 4 月 1 日の段階で新しく変わるというのも想定した中での提案書の書式になっていたもので、そのところは、彼らにすると変わるということを想定されていらっしゃらないので、こんなふう

にあっさり書いてしまったのかなというのと、それから、先生からもお話があったように、これまでも評価をしていただいた、そのところは十分彼らなりに受けとめた中でこういったあっさりしてしまったというふうには思っております。

【委員】 善積先生もおっしゃっていましたが、このページだと、あとほかにもやはり気がついたんですよ。どれでしたっけ。どこか数値目標を定めたのがありましたよね。8万7,000人ですか。これだって市が設定した目標が8万7,000人以上で、申請者が、提案者が設定するのが8万7,000人ジャストなんですよ。そこまでと、それ以上というのは明らかに違うんですよ。だから、こういう姿勢なんかが出ちゃうんですよ。

【委員】 その8万7,000という市の計算は提示してあるんですか、向こうに。

【川島農政センター所長】 提示してございます。

【委員】 それに対してあの数値が出てきたと。

【川島農政センター所長】 そうですね、はい。一応この指定期間4カ年の来場者の数字をもとに、これを平均化しておおむね8万7,000人の数を今まで達成されていらっしゃいますので、これを確実にという意味合いで市は設定させていただきました。

【委員】 提案書ですから、姿勢を示さないで。

【部会長】 ですから、提案書の書き直しがきかないというのであれば、こういうものであるということを前提に各委員がどう評価するかという次の審査にも、評価にも委ねるしかないと思いますけども。

【植草農政部長】 そうですね、この設定して、利用者数の目標値も過去4年の実績の加重平均での8万7,000、我々は8万7,000以上というところだったんですけども、実績からして8万7,000という、量的にはそういうことなんですけど、質的にはより柔軟なというところで、先ほど説明が。

【委員】 評価の基準だってより安定化だとかというやつがA B C Dで必ずついていきますものね。

【植草農政部長】 その質の部分を少し重視した、次の、もし選ばれた場合の2年の中で、加藤委員から先ほど8万7,000以上ということじゃなくて8万7,000ジャストだというお話なんですけども、そこは質の部分をもっと充実させてできれば8万7,000以上は達成できるんじゃないかというところは彼らとしては目論んでいるところかと思います。

【委員】 いや、これは、だから、アベレージですからいいんですけど、8万7,000はね。ただ、その漢字二文字が姿勢をあらわすんじゃないのかなということなんですけど。

【植草農政部長】 あるかないかで。

【部会長】 いかがでしょうか。

では、審査に入ということで、事務局で審査方法について説明をお願いいたします。あっ、まだ、はい。

【委員】 ちょっと済みません。さっきから、前のときにも出ましたが、茅葺屋根の、これというのは入園者とか、その他もろもろの影響というのはお考えですか。

【川島農政センター所長】 今のところは少しずつなんですけれども、茅がなくなったところがへこんだ状態になったりしております。それから、一部は空が見えるような状態になっているところがございますので……。

【委員】 そこまでいっているんですか。

【川島農政センター所長】 はい。残念ながらその茅というものは非常に特殊なもののようにございまして、どこの業者さんも扱えるというものではない、それだけ特殊性があるようでございます。ですので、簡単にふきかえるというわけにはいかないようで、費用も数千万円を、ふきかえるということであればかかってしまうので、ちょっとそこまでの費用を今のところは認めていただけていないというところで、別の対策といっても、方法上の問題になると思うんですけども、を検討して費用を押さえた形の中でお願いできないか、市の内部でお願いしているところです。

【委員】 それをそのまま放っておいたためにこっちの利用率が落ちるとか、そういうのになったんじゃないかと思うんですね。ですから、早急に対策を考えるものかなと。委託業者に影響を与えていたのでは、8万7,000人を、8万切っちゃうとかということになれば、それで要因が何にあるかということで、やはり市がそういうのに以上と書いてあっても、ここのところは業者にまづいというか、こっちが足を引っ張っているような形になっちゃうと思うんですね。ですから、わら屋根をそのまま復元するとかいうのですけども、今は地方を回っていると、わらの屋根がおっしゃるとおり大変だから、次から次に減っていますよね。今じゃトタンを張ったのとか、いろんな別の方法で、お金のかからない方法で復元しているところというのは結構ありますけども、そのあたりは早く対策を考えないと、こっちの数値目標を出しても、それが劣化していけば当然落ちていくだろうと思うし、そのあたりをちょっとお聞きした。わかりました。

【部会長】 はい。

【植草農政部長】 あと、それに関しましては、数値目標、我々市が提示した8万7,000以上に対してそれが足を引っ張って本末転倒になってしまうと、それを伸ばせ伸ばせというのは無理だろうという、確かにご指摘のとおりなんですけど、今その事業所側、提案の中では28年度で100万、29年度では80万修繕を見込んでいますけれども、先ほど所長から説明しましたように、我々としては市として直すべき部分、これは8月、前回のときにご指摘もいただきましたように、今予算要求をしている最中でございます。まだ判断出ておりませんが、これは市が当然直すべきものでして、委託する側にかぶせるんじゃないくて、我々市のやるべき修繕ということで今判断の結果を待っているところでございます。

【部会長】 では、審査方法についての説明をよろしくお願いします。

【青木農政課長】 それでは、審査方法についてご説明いたします。

資料5、千葉市ふるさと農園事業対照一覧表をお願いいたします。この表の一番右側にございます評価欄に記入をお願いいたします。過半数の委員の皆様がD、または1人以上の委員の方がEの評価をした項目については再度当委員会において協議し、申請者を失格とすることが相当であるか否かを判断することになります。

なお、対照事業一覧表のうち評価欄が網がけになって注釈が入っている3項目につき

ましては、共通の審査基準によらず、資料3、選定基準で個別の審査基準を設けております。また、評価欄に枠どりをして注釈が入っている5項目につきましては、いずれの評価の場合でも失格の評価はしないこととなっております。

ご意見等ある場合には意見欄にご記入をいただければと思います。

以上です。

【部会長】 済みません。今の説明、最後の5項目というのはどれですか。

【農業経営支援課職員】 最後の5項目ですが、まず、資料5の1ページ目の上から2段目に四角い注釈が入っているのが1点。

【部会長】 ああ、これ。いずれの評価の場合でも、失格の検討はしない。

【農業経営支援課職員】 はい。それから、最後のページです。資料5の最後のページに4つ同じ注釈がついているものがありまして、合計5項目についてはこのようになっています。

【部会長】 はい。すると、書き方ですけど、鉛筆があるんです。これ鉛筆でよろしいということなんですか。ボールペン？

【青木農政課長】 はい、鉛筆です。

【部会長】 鉛筆で、はい。当然委員名をまず書くわけですね。

【青木農政課長】 はい、そうです。

【部会長】 はい。では、これに従って書きまして、その後事務局で回収しますので、記入が終わった方はお知らせ願います、以上です。

ということで審査をお願いしますが、記入が終わった方から休憩とします。休憩をどのぐらいとるんでしょうか。つまり、再開時間。

【青木農政課長】 記入が最後の方が終わっておおむね20分程度、はい、いただければと思います。

【部会長】 最終提出者の時刻から20分後を再開時間と考える、はい、じゃ、やりましょう。

(評価シート記入)

( 休 憩 )

【部会長】 再開いたします。

取りまとめた評価について事務局より説明をお願いいたします。

【青木農政課長】 では、ご説明をさせていただきます。

過半数の委員の方がDまたは1人以上の委員の方がEの評価した項目については再度委員会で協議し、申請者を失格とすることが相当であるか否かを判断することとしておりましたが、このように評価された項目はございませんでした。

あと、意見についてですけれども、過去の実績を考慮すれば選定された水準をクリアすると思われるが、応募提案書としては具体的内容の表現が不足している箇所が見受けられるので、管理運営に当たっては適切な対応を図られたいというふうに意見をまとめさせていただいております。

以上です。

何かご意見……。

【部会長】 はい。さらにこちらで今のまとめ方というか、何かご意見があれば。ご意見がないようであれば、提案書については市の示した管理運営の基準等におおむね適合しているということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 では、異議なしということで、当委員会として答申したいと思います。それでは、その旨決定いたします。

なお、市に対し答申する際の文言等の整理については、私にご一任願います。

市におかれましては、今後の指定管理者予定候補者との協議の中で、よりよい管理運営に向けて、本部会において委員会の示された意見を十分に考慮し、反映させていただきたいと思います。

本日の議事は、終了しましたので、事務局にお返しいたします。

【青木農政課長】 ありがとうございました。今回いただきましたご意見を反映して、指定管理予定候補者と協議を進めてまいります。その後、11月末から開催予定の千葉市議会第4回定例会におきまして、指定管理者の指定の議案を提出させていただきます。

本日の議事録ですが、第1回と同様に、案ができ上がりましたら、各委員の皆様にごらんをいただき、その後、部会長に承認をいただいたものを確定とさせていただきます。

なお、本日の資料につきましては、事務局にて回収させていただきますので、机の上に置いたままにしておいてください。

それでは、以上をもちまして、平成27年度第2回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。

—— 了 ——